

あなたの**健康**、あなたの**会社**、あなたの**健保**を

# 特定健診・特定保健指導が救う！

みなさん、もう健診は受けられましたか？

みなさんが受けられた健診は、生活習慣の改善や重症化の予防に役立つと同時に、健診の受診率や保健指導の実施率が所属する健保・会社の健康度として評価され、ひいては保険料の負担にまでつながっているのです。



## 特定健診・特定保健指導はあなたの「健康」を救う

生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、重症化します。症状が出てから治療しはじめても、元の健康な状態には戻らないこともあります。健康を維持するためには、**毎年健診を受けて病気の芽を早期に発見**することが大切です。

さらに、健保組合では特定健診の結果で、メタボリックシンドロームやその予備群に該当し生活習慣を変えることで改善が見込まれる方に、特定保健指導を行っています。専門家からアドバイスや支援を受けながらメタボリックシンドロームを改善させる絶好のチャンスです。案内があった方はぜひ特定保健指導を受け、生活習慣改善に取り組みましょう。

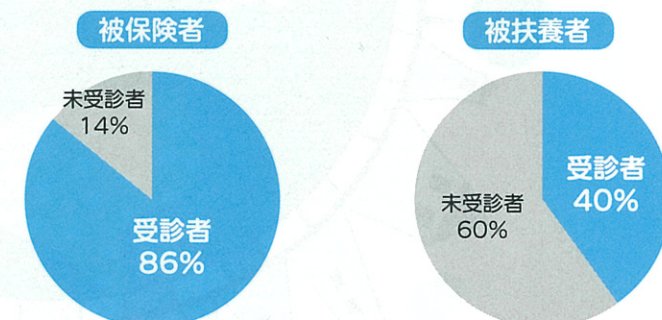
## 特定健診・特定保健指導を受けることは「会社」を救う

社員とご家族のみなさんが健康であることは、会社にとっても重要です。**社員やご家族の健康は、職場の活性化と生産性の向上につながる**からです。

さらに、国は、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる会社を「健康経営銘柄」として選定し公表し会社の評価につなげています。みなさんの特定健診・特定保健指導の受診が、会社の価値・評価も向上させているのです。

そのため、社員の健康度の向上への取り組みは、会社と健保組合が協力・連携して実施しています。

平成26年度の特定健診の対象者数（1,078組合）は約940万人。受診者数は約681万人で、特定健診受診率は72.44%でした。被保険者では86.06%、被扶養者では40.24%でした。



※健康保険組合連合会「平成26年度 特定健診・特定保健指導の実施状況」（速報版）より

平成30年度からは、各組合の特定健診・特定保健指導の実施率が公表されて、会社の評価につながるんだ



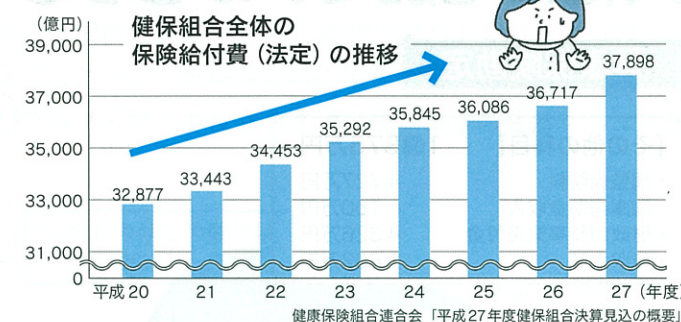
## 特定健診・特定保健指導を受けることは「健保組合」を救う

特定健診・特定保健指導の受診は、健保組合の運営にも大きくかかわってきます。

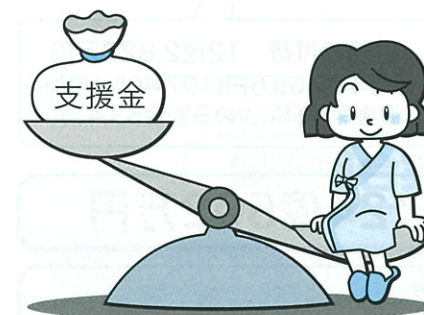
特定健診や特定保健指導受診は生活習慣病予防、早期発見・早期治療を可能にし、**健保組合の最大のコストである保険給付費の抑制**につながります。

また、特定健診・特定保健指導の実施状況は健保組合にとって負担の大きい後期高齢者支援金の加算率につながります。実施率が低いと加算率が引き上げられ、負担が増加するしくみになっており、つまりは、みなさんの保険料負担の増加につながってしまいます。

保険給付費が増加しています！



被扶養者(ご家族)のみなさんへ



### 「健診受診」をお願いします

健保組合では受診率・実施率の向上をめざしていますが、被扶養者の受診率が低く（P.2グラフ参照）伸び悩んでいます。家族のために、あなた自身のために、家庭におられる被扶養者の方も、年に一度は健診を受診して健康チェックをお願いいたします。

### 「健診結果の提供」をお願いします

健保組合が実施する健診を受けずに、パート先等で健康診断を受けられている方は、結果のコピーを健保組合までお送りいただきますように、ご協力をお願いいたします。

## 特定健診・特定保健指導の受診率は健康寿命の延伸をめざす「データヘルス計画」にも活用

データヘルス計画は、\*国民の健康寿命\*の延伸、をめざし、平成27年度からスタートした取り組みで、特定健診や診療報酬明細書（レセプト）などから得られるデータに基づいて効率的・効果的な保健事業を実施するものです。

平成29年度は健保組合が進める第1期データヘルス計画の最終年度で、第2期に向けて改善計画をたてる年度となります。「企業と健保組合が協働して加入者の健康増進を推進する」「各健保組合の取り組みの成果を見える化する」などこれまで以上に取り組みが強化されます。

\*健康寿命とは健康面で日常生活が制限されずに暮らせる年数のことであり、平均寿命との差は「不健康な期間」を意味します。